

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 ( . . . 第 回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	経済産業省 資源エネルギー庁
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	6 「再生可能エネルギー法 (FIT法)」の調達期間の延長等について		
提案市	岡谷市、諏訪市		
提案要旨	国は昨年の再生エネルギー法の改正に伴い、固定買取制度 (FIT) の見直しを検討しているが、ごみ処理施設の長期的・安定的な運転のために、調達期間の延長、調達価格の見直しを要望する。		
提案理由	①近年一般廃棄物施設は長寿命化を見据え30年以上の長期間の使用を前提に建設しており、国としても施設の長寿命化を推進している。制度の趣旨である、再生可能エネルギー供給量の拡大にも寄与することから、施設稼働全期間にわたる調達期間とすること。 ②廃棄物は、ごみ質変動が大きいいため、バイオマス比率は安定化しない。従って全量の固定買取価格とすることを前提に、施設規模に応じた段階的調達価格の設定など、将来にわたって安定した価格制度とすること。		
現況及び課題等	①現行制度の調達期間は20年 ②現行制度はバイオマス比率により、施設規模に係らず、一律の固定価格での買取。(バイオマス固定価格：17円/kwh)		
関係法令	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号)		